

一般国道17号本庄道路の事業認定申請に向けた説明会について

一般国道17号本庄道路の事業認定申請に向け、当該事業の目的及び内容に関する説明会を実施することとしましたのでお知らせします。

一般国道17号本庄道路事業については、これまで多くの地権者の方にご協力をいただき、令和7年1月末時点で本庄道路Ⅰ期（埼玉県本庄市沼和田～群馬県高崎市新町）では約99%の用地を取得し、順次工事を実施しているところです。

残る用地については、地権者の方々との交渉を重ねているところですが、一部の方のご協力が得られておらず、現時点では用地取得の目途が立たない状況となっています。このため、任意での交渉だけでなく、土地収用法に基づく用地取得も視野に入れ、所要の手続きに着手することとしました。

つきましては、事業認定申請に向け、土地収用法第15条の14に基づき、当該事業の目的及び内容に関する説明会を以下の通り実施することとしましたのでお知らせします。

起業者の名称：国土交通大臣

事業の種類：一般国道17号改築工事（本庄道路・埼玉県児玉郡上里町大字金久保地内）及びこれに伴う町道付替工事

開催日時：2月20日（木曜日）午後6時30分～午後7時30分（受付開始 午後6時）

会場：神保原（じんぼはら）公民館ふれあいホール

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ さいたま市政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 大宮国道事務所

電話：048-669-1200（代表） メールアドレス：ktr-oomiya-koho01@mlit.go.jp

副所長（技） 大嶋（おおしま）（内線：204）

計画課長 富吉（とみよし）（内線：261）

会場案内図

開催日時：令和7年2月20日（木曜日）

午後6時30分から午後7時30分まで

（受付開始：午後6時）

会場：神保原公民館ふれあいホール

埼玉県児玉郡上里町大字神保原町1393

交通アクセス

○電車 神保原駅から徒歩で 約16分



出典：国土地理院地図

一般国道 17号本庄道路の概要

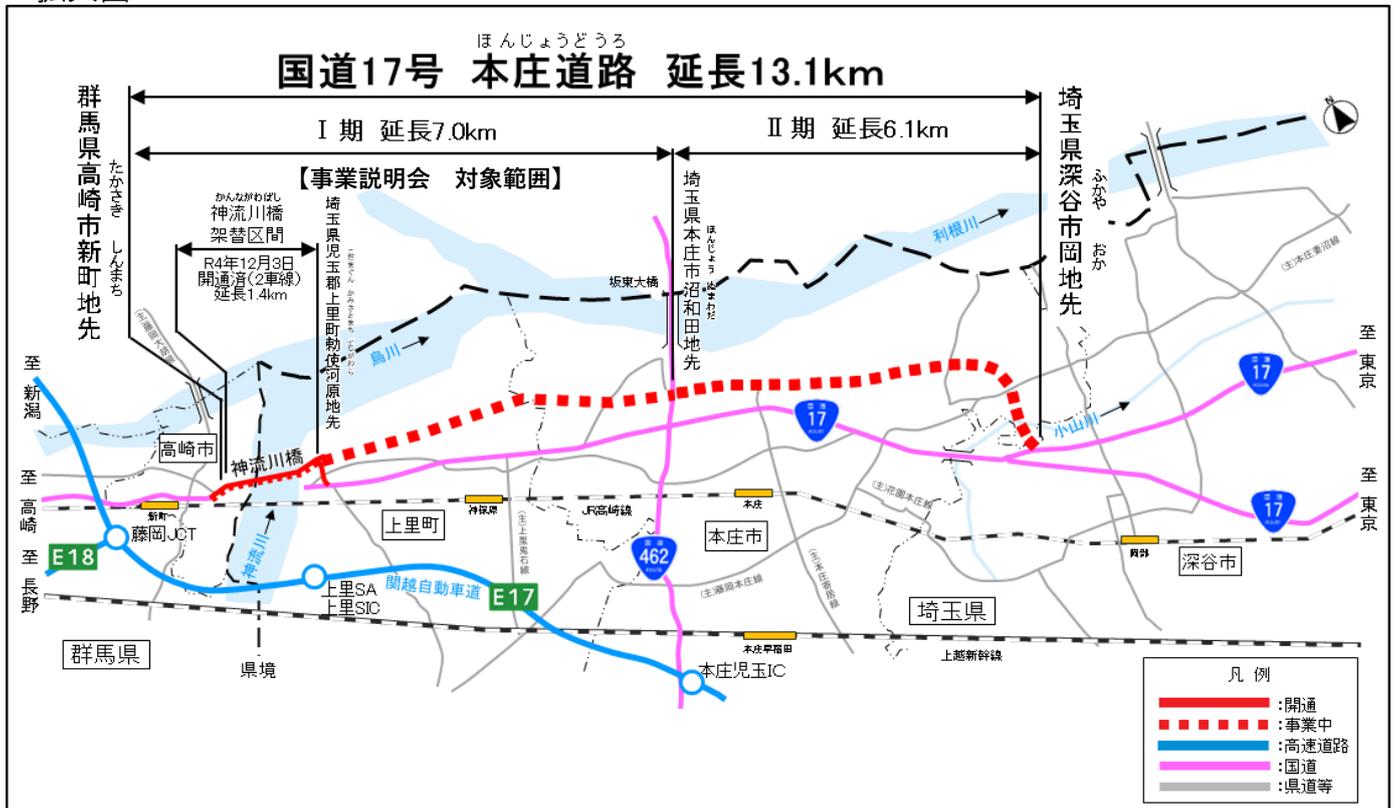
広域図



一般国道 17号本庄道路は、交通渋滞の緩和、交通事故の減少、緊急車両の通行及び災害物資の輸送等のネットワーク強化を目的とした埼玉県深谷市岡から群馬県高崎市新町までの延長 13.1 km のバイパス事業です。

埼玉県本庄市沼和田から群馬県高崎市新町間の延長 7.0 km は I 期区間として事業中であり、令和 4 年 12 月に埼玉県と群馬県境にかかる神流川橋架替区間が暫定 2 車線で開通しています。

拡大図



「土地収用法に基づく事業認定」とは

土地収用法は、日本国憲法第二十九条3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し（中略）、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続は、この土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣または都道府県知事（事業認定庁）が、申請に係る事業が『高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用又は使用する必要があること』について認定する手続です。

土地収用法（昭和26年法律第219号）
 （事業の説明）
 第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。
 （事業の認定）
 第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

土地収用法の手続の流れ

